



## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、Aiロボティクス株式会社と称し、英文ではAi ROBOTICS INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) AI技術を活用したマーケティング・コンサルティング事業
- (2) モデル・タレント・インフルエンサーのマネジメント事業
- (3) 化粧品及び医薬部外品の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (4) 医療機器・美容機器等の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (5) 家電製品及び電子機器の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (6) 服飾雑貨及び装身具等の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (7) 衣料品及び衣料雑貨品の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (8) 日用雑貨及び家庭用品の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (9) 家具・インテリア用品の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (10) 食品及び栄養補助食品の企画開発・製造・輸出入及び販売
- (11) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 増員又は任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。
  - 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 5 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときには、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。

(附則)

第 1 条 2025 年 6 月開催の 2024 年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 1 項に定めるところによる。

第 2 条 2025 年 6 月開催の 2024 年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項に定めるところによる。

以上

(2025 年 6 月 24 日改正)